

第25回山口県障害者芸術文化祭「作品募集要領」

芸術文化祭に向けて制作・応募してみませんか？

1. 作品部門及び作品の規格 ※ 額装含む

部門	大きさ	重さ
絵画（洋画・日本画・俳画）	縦＋横＝200cm以内	10kg以下
書道	縦＋横＝150cm以内	
写真（デジカメ含む）	四つ切・ワイド四つ切	
手芸（洋裁・和裁・刺繍・編み物等）	縦＋横＋高＝250cm以内	
工芸（陶芸・木工・切り絵・貼り絵等）	縦＋横＋高＝250cm以内	
文芸（詩集・随筆集・歌集等）	縦＋横＝100cm以内	
俳句短歌	短冊・色紙	

2. 応募作品について

- (1) 応募作品は、**未発表のもので1人（団体）1点**とする。
※合同作品と個人作品を兼ねることは出来ない。
- (2) 応募作品は、額装・軸装・軽量パネル等で仕上げ、展示ができること。
特に、画用紙・半紙のみの出品、額無し写真での応募は出来ない。
※ガラスパネル等は割れる可能性があるため避けること。
- (3) 作品に上下（裏表）が分かるよう表示すること。[※展示時に表示は外します]
- (4) **規格外の作品は審査対象外となり、原則、展示できません。**
- (5) 応募作品（包装資材も含む）には、必ず取りまとめ事務局名及び応募者氏名を記入すること。

3. 応募者資格

山口県内に現住所を有する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある者、若しくはその障害に準ずる障害がある者。

4. 作品申込書（別紙）の記入方法

- (1) 作品申込書は指定された用紙に1人（1団体）につき1枚記入すること。
原本（厚色紙）を提出すること。**（コピー不可）**
- (2) 文化祭に係る事務連絡は『取りまとめ事務局記入欄』により連絡をするため、確実に連絡が取れるよう記入すること。
- (3) **作品の大きさは応募部門によって異なる**ため、間違えないよう申込書に記入すること。
- (4) 題名カード（作品申込書の下部）は、原本を当日作品の下に添付します。
（切り取らずに提出してください。）
- (5) 題名カードの「題名」は必ず記入すること。但し題名は最大10文字程度とし、追記がある場合は「出展者からのひとこと」欄へ記入すること。

～裏面につづく～

5. 応募方法

＝ 厳守してください ＝

- (1) 作品申込書、題名カードを記入のうえ、9月30日(月)までに下記取りまとめ事務局へ提出すること。また、**完成した作品の全体写真を(白黒可・プリンター印刷可)を申込書と一緒に提出すること。**

なお、申込書提出時に作品が未完成の場合は、作品搬入時に提出をお願いします。

取りまとめ事務局 : 各市町障害福祉団体事務局
各市町障害担当課
各市町社会福祉協議会
各障害者施設 等

※取りまとめを行っていない市町もありますので、事前にご連絡(ご確認)の上、**作品申込書及び作品を提出すること。**

- (2) 応募数の多い施設は、各施設で取りまとめ作品申込書、作品の提出をお願いします。

6. 応募作品の搬入・搬出方法

＝ 厳守してください ＝

応募作品の搬入・搬出方法は、次のとおりとする。

文芸及び俳句、短歌については、作品申込書と一緒に作品を提出すること。(郵送可)
その他の作品については、別紙「作品の搬入および搬出の手順」のとおりとする。

7. 応募作品の審査

- (1) 応募作品の審査は、「山口県障害者芸術文化祭」審査委員が行う。
- (2) 最優秀賞(山口県知事賞)、優秀賞(山口市長賞、山口市社会福祉協議会長賞)、特別賞には賞状及び記念品を贈る。
- (3) 審査の結果については審査終了後、取りまとめ事務局に連絡し、共生社会推進フェスタ2019(12月8日開催)の表彰式において賞状及び記念品を贈る。

8. その他

- (1) 応募作品の内容に不備がある場合等、原則として応募をお断りする。

【例】 作品大きさが規格外の場合

作品申込書の提出期限締切を過ぎて申込の場合

審査会までに作品提出が間に合わない場合 等

- (2) 展示方法(レイアウト)に指定がある際は、写真または図を作品応募申込書に添付すること。
- (3) **応募作品の取り扱いについては慎重に取り扱いを行います。展示が難しい作品、壊れやすい作品については一切の責任を負いかねますので予めご了承願います。**

9. 事務局(問合せ先)

山口県障害者社会参加推進センター

〒753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内

TEL 083-928-5432

FAX 083-928-5436